

検 定 意 見 書

受理番号 30-15		学校 小学校		教科 社会	種目 社会	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	10	図③	「姫路市の観光地図」	児童にとって理解し難い図である。 (オレンジの塗色部分)	3-(3)	
2	22	図①	「姫路駅ふきんの地図」内、「けいさつしよ」の地図記号 (24ページ図①「公共しせつが集まる ところ」、41ページ図③「家島諸島の 地図」も同様)	児童が誤解するおそれのある図である。 (全てが「けいさつしよ」であるかのように誤解する。)	3-(3)	
3	23	図③	「姫路市の交通」内、「宍粟市」	誤植である。	3-(2)	
4	34	図①	「色分けした姫路市全体の地図」内、 家島諸島 (38ページ図も同様)	児童にとって理解し難い図である。 (塗色)	3-(3)	
5	83	側注	「国旗」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱い が不適切である。 (内容の取扱い(2)のウの「我が国・・・には国旗 があることを理解し、」)	2-(1)	
6	131	右3	「しょう油」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「しょう油」が「江戸(東京)から川越へ運ばれ ていたもの」であるかのように誤解する。)	3-(3)	
7	131	図③	「川越から花川戸まで」内、「おもな のふなつき場」	誤記である。	3-(2)	
8	134	写真1	「東上鉄道」内、「1916(大正5)年 にできる」	不正確である。 (年次)	3-(1)	
9	143	4 - 5	④を見ると、2016年の観光客の数が、 1900年のおよそ2倍になっているね。	児童にとって理解し難い表現である。 (同ページグラフ④に1900年の数値はない。)	3-(3)	
10	150	側注	「ぜい金」内、「国や都道府県、市町 村が、そこに住んでいる人がおさめる お金。」	誤記である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-16		学校 小学校		教科 社会	種目 社会	学年 4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	16	図①	「岡山県のいろいろなキャラクター」内、「奈義町」	児童が誤解するおそれのある図である。 (奈義町の位置)	3-(3)	
2	20	図④	「石川県の交通の広がり」内、黒い太線	児童にとって理解し難い図である。 (凡例不備)	3-(3)	
3	21	図⑧	「はるとさんがつくった石川県のおもな産業マップ」内、「中能登町」	児童が誤解するおそれのある図である。 (中能登町の位置)	3-(3)	
4	44	グラフ②	「大阪府の給水量のうつり変わり」内、「20億万 m^3 」	児童が誤解するおそれのあるグラフである。 (単位)	3-(3)	
5	61	4	山梨県塩山市	児童が誤解するおそれのある表現である。 (現在の市名)	3-(3)	
6	64	写真②	「日本ではじめての裸電球」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「裸電球」)	3-(3)	
7	70 - 73		70～73ページ全体	児童にとって理解し難い表現である。 (日本全体の被害者数と東京都下のみの被害者数とが特記なく混在しており、理解し難い。)	3-(3)	
8	71	写真⑤	「三宅島のふん火のようす」内、「2000(平成12)年に、島にある火山がふん火し、流れ出た溶岩によって、約400戸がうまりました。」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)	
9	73	1	①の写真は、1974(昭和49)年9月1日のものです。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (写真の撮影日)	3-(3)	
10	73	11 - 16	8月31日に、家族4人で夕食を食べようとしていると、市役所の人から、近くの中学校へひなんするように言われました。よく日、晴れたので自分の家を見に帰ってみると、近所の家が流され	児童が誤解するおそれのある表現である。 (経緯)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-16		学校 小学校		教科 社会	種目 社会	学年 4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			ていました。			
11	73	表④	「東京都をおそった、自然がもたらした災害」	学習上必要な出典が示されていない。	2-(11)	
12	73	表④	「東京都をおそった、自然がもたらした災害」内、「1978 竜巻 東西線脱線事故 南関東 21人」	児童が誤解するおそれのある表である。 (「竜巻 東西線脱線事故」での「なくなった人とゆくえ不明者の数」)	3-(3)	
13	73	表④	「東京都をおそった、自然がもたらした災害」内、「1993(平成5) 平成5年8月豪雨 伊豆大島 79人」	児童が誤解するおそれのある表である。 (「平成5年8月豪雨」での「おもなひ災地」と「なくなった人とゆくえ不明者の数」)	3-(3)	
14	75	写真③ 右	「妙正寺川の増水」	児童が誤解するおそれのある写真である。 (キャプションに照らして、撮影時期と撮影場所について誤解する。)	3-(3)	
15	76	1 - 2	東京都杉並区でおこった水害のようすをを学習したはるとさんたちは、	誤記である。 (「をを」)	3-(2)	
16	76	10 - 12	そのころは、今よりもずっと多くの川が流れ、海上交通などに利用されていました。	児童にとって理解し難い表現である。 (「海上交通」)	3-(3)	
17	76	写真②	「海上交通の昔(上)と今(下)」	児童が誤解するおそれのある写真である。 (「海上交通」の写真であるかのように誤解する。)	3-(3)	
18	77	写真③	「まちに流れ込む大量の雨水」	児童が誤解するおそれのある写真である。 (キャプションに照らして、写真の撮影時期について誤解する。)	3-(3)	
19	79	写真③	「トンネルンをほったシールドマシン」	誤植である。 (「トンネルン」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-16		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 4	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
20	79	図⑤	「地下調節池のしくみ」	児童にとって理解し難い図である。 (「かんきせん」)	3-(3)				
21	82	側注	「学び方・調べ方コーナー 見る・調べる インターネットの使い方」内、「子ども向けのけんさくサイトを開く。(http://kids.yahoo.co.jpなど)」	学習上の参考に供する「子ども向けのけんさくサイト」を参照させるウェブページのアドレスは、発行者が管理するものでない。	2-(18)				
22	92	左下図	和歌山県の飛地の塗色 (148ページ左下図も同様)	児童が誤解するおそれのある図である。 (県域)	3-(3)				
23	98	13 - 14	しかし、7年後の2018年3月1日に、ふたたびばく発的なふん火がおきました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (新燃岳が「ふたたびばく発的なふん火」を起こした時期)	3-(3)				
24	100	グラフ ②	「積雪の合計」	児童にとって理解し難いグラフである。 (単位、「積雪」)	3-(3)				
25	105	写真⑤	「朝鮮通信使を記念した祭り(対馬市)」	児童が誤解するおそれのある写真である。 (対馬で撮られた写真であるかのように誤解する。)	3-(3)				
26	110	表⑤	「れんさんたちがつくった大浦天主堂の歴史年表」内、「1614年 江戸幕府によりキリスト教が禁止される」	児童が誤解するおそれのある表である。 (江戸幕府によりキリスト教が禁止された時期)	3-(3)				
27	113	図④	「れんさんたちのつくったすごろく」内、「平戸城は、別名を亀岡城ともよばれていて、1707年に完成しました。」	不正確である。 (年次)	3-(1)				
28	114	11	重要無形民族文化財	誤記である。	3-(2)				
29	118	写真③	「明治時代のかさぼこ」内、「画集「みゆきの先もと」」	誤記である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-16		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 4	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
30	120	写真①	「大黒町による唐人船」	児童にとって理解し難い写真である。 (タイトルと写真内とで町名が異なる。)	3-(3)				
31	122	写真②	「川船(魚町)」	脱字である。 (町名)	3-(2)				
32	145	3	兼山は、1615年、京都で生まれ、	児童が誤解するおそれのある表現である。 (野中兼山の生地)	3-(3)				
33	145	表④	「開発に関するできごと」内、「1658舟入川が完成した7」	不正確である。 (年次)	3-(1)				
34	145	写真⑤	「野市上井川の分水(高知県野市町)」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (現在の市町村名)	3-(3)				
35	149	13	変形菌というふしぎな生物(かび) (同ページ写真⑤「ミナカテルラ=ロンギフィラ」内、「かびの変形菌」も同様。)	児童が誤解するおそれのある表現である。 (変形菌と「かび」が同じものであるかのように誤解する。)	3-(3)				
36	150	写真①	「今も残る野中の一杉と継桜(けいおう)王子の鳥居」	誤記である。 (ルビ)	3-(2)				
37	155	1 - 2	1891年、吟子は、キリスト教の信者である志方之善と二度目の結婚をして、	不正確である。 (年次)	3-(1)				
38	172	図①	「蒜山高原の観光地図」内、「皆ヶ山 1150m」「三平山 1118m」	児童が誤解するおそれのある図である。 (標高)	3-(3)				
39	182	写真②	「井原市立田中芸術館蔵」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ10行目には「井原市立田中美術館」とある。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 30-19	学校 小学校	教科 社会	種目 社会	学年 3
------------	--------	-------	-------	------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	43	写真ク	「工場ではたらく人」	児童にとって理解し難い表現である。 (65ページ囲み「しゅうまい店の細木さんの話」に照らして理解し難いタイトルである。)	3-(3)
2	66	表	「しゅうまいづくり調べの学習計画」内、「わたしたちとのつながり考える。」	脱字である。 (「つながり考える。」)	3-(2)
3	77	図	「さくらさんのノート」内、「食べかすや紙、工場で使う水をリサイクルしている。」	児童にとって理解し難い表現である。 (「食べかす」は、さくらさんのノートのしゅうまい工場の仕事に照らして、理解し難い表現である。)	3-(3)
4	98	写真ウ	「防火ズボンぐつと防火ぐつのセットを調べる」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「防火ズボンぐつ」)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-20		学校 小学校		教科 社会	種目 社会	学年 4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	14	図ア	「福岡県の地形と市町村」	児童にとって理解し難い図である。 (「遠賀川(57km)」、「今川(38km)」、「山国川(48km)」、「矢部川(58km)」、「筑後川(117km)」)	3-(3)	
2	51	グラフオ	「回収した古紙の量」	学習上必要な出典が示されていない。	2-(11)	
3	59	4 - 6	1日に24万m ³ 以上の水を、およそ98万人が住んでいる近くの市や町に送り出しています。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (浄水場の供給量、及び「およそ98万人」との関係)	3-(3)	
4	79	グラフウ	「国内の1年間の総発電量(2012年電気事業連合会)」	統計資料は、最新のものを用いておらず、学習上の支障を生ずるおそれがある。	2-(11)	
5	81	図ウ	「あおいさんの地域で使われるガス管の広がり」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (図ウのタイトルは吹き出しの「あおいさんの地域で使われるガス管」と同一のものと誤解するおそれがある。)	3-(3)	
6	95	写真オ	「地震に強いつくりにするための工事」内、「交差する柱を加えることで、地震のゆれに強くなります。」	児童にとって理解し難い表現である。 (写真の説明として、「交差する柱を加える」では理解し難い。)	3-(3)	
7	118	表キ	「阿波おどりにかかわる主なできごと」内、「1930(昭和5年)ごろ 戦争が始まり、それまでのように阿波おどりを行うことができなくなる。」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「それまでのように阿波おどりを行うことができなくなる」時期について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
8	118	表キ	「阿波おどりにかかわる主なできごと」内、「1998年(平成10)年 阿波おどり会館が完成し、会館の中で一年じゅう、阿波おどりが見られるようになる。」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (年次)	3-(3)	
9	135	図ウ	「新田開発後の地域の様子」	児童にとって理解し難い図である。 (太線と細線の示す内容)	3-(3)	
10	158	12	伊波普猷(「猷」の左側部分は「尊」の「寸」を除いた文字) (158ページ13行、159ページ3行、5行、7行、11行も同様。)	表記が不統一である。 (図ア及び159ページ表ウ、図エ、図オと表記が不統一である。)	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 30-20		学校 小学校	教科 社会	種目 社会	学年 4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	159	表ウ	「伊波普猷にかかわる主なできごと」内、「『古琉球』（こきゅうりゅう）」	誤植である。 (ルビ)	3-(2)
12	166	図イ	「小石原焼の始まりにかかわる国や地域（約350年前）」	児童にとって理解し難い表現である。 (図に照らして理解し難いタイトルである。)	3-(3)
13	203	表エ	「博多港から入国した外国人の数」内、「イギリス 864」、「その他 10789」	不正確である。 (入国者数)	3-(1)
14	205	1 - 4	「福岡市は、八つの外国のまちと姉妹都市の関係を結んで交流しています。」市役所の方が、福岡市の姉妹都市を教えてくださいましたので、(205ページ図ウ「福岡市の姉妹都市」も同様。)	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「姉妹都市」)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 30-73		学校 小学校	教科 社会	種目 社会	学年 5
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	25	グラフ④	日本各地の月別平均気温と月別平均降水量	児童にとって理解し難いグラフである。 (気温と降水量が区別できない。)	3-(3)
2	53	図⑦	海津市にある水に関わるさまざまなしせつ	児童が自ら調べる活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (縮尺が不正確である。)	2-(14)
3	64 - 65	1 - 20	「わたしたちの学びを生かそう 日本の海にある資源」の記述全体	学習指導要領に示す内容を発展的な学習内容として扱っている。	2-(15)
4	64	6	「鉱産資源」のふりがな「こうざんしげん」	誤記である。 (「こうざん」)	3-(2)
5	65	写真⑤	「海洋深層水」を使った商品	特定の商品の宣伝になるおそれがある。 (「潮のちから」, 「潮の塩」, 「潮の雫」)	2-(7)
6	89	6	(みおさん)「…おいしい米を米を作り,とどけている。」	誤記である。 (「米を米を」)	3-(2)
7	111	写真⑦	秋竹さんの会社でつくる,みかんを使った加工品	特定の商品の宣伝になるおそれがある。 (「てまりみかん」, 「みかボン」, 「味まるしぼり」, 「飲むみかん」, 「味ーしぼり」)	2-(7)
8	137	2 - 6 囲み	工業地帯・工業地域 …そのなかで,古くから道路や鉄道などにそって帯のように工場が特に多く集まっているところを工業地帯といいます。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「帯のように…集まっているところ」)	3-(3)
9	161	写真⑤	地元の原料だけでつくった,うすくちしょうゆ(右)	特定の商品の宣伝になるおそれがある。 (「龍野乃刻」)	2-(7)
10	187	3	「加齢黄斑変性」のふりがな「かれないおうはんへんしょう」	誤記である。 (「へんしょう」)	3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-73		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 5	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	187	8 - 10	現在, かん者本人, または他人からつくったiPS細胞(人工多能性幹細胞)を使っておこなう新しい治療をかん者へおこなっています。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (15~16行目「研究者たちは, 新しい治療法を完成させるために, 日々努力しています。」という記述に照らして, 誤解するおそれのある表現である。)	3-(3)				
12	225	1 - 4 囲み	個人情報保護法 個人情報をあつかう都道府県や市区町村, 会社などに対して, 適正な取り扱い方法などを定めた法律のことです。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (個人情報保護法の内容について, 誤解するおそれのある表現である。)	3-(3)				
13	230	18	…2011(平成23)年に「アザレアネット」をはじめました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (運用開始の時期について誤解するおそれのある表現である。)	3-(3)				
14	236 - 237	年表①	「くらしと環境に関わる年表」中の「環境に関わるおもなできごと」における「1997 「地球温暖化防止京都会議」が京都で開かれる」, 及び「2015 「気候変動枠組条約締約国会議」がフランスのバリで開かれる」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (同じ年表中で1997年の「地球温暖化防止京都会議」も気候変動枠組条約締約国会議であることが示されていないため, 2015年の同会議との関連が理解できない。)	3-(3)				
15	236 - 237	年表①	「くらしと環境に関わる年表」中の「くらしに関わるおもなできごと」における「2025 「2025年国際博覧会が開かれる(予定)(大阪府に誘致活動中)」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (誘致活動中であり, 予定とは言えない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-74		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	13	図⑤	国会議員を…条約の改正を請求したりできます。国民審査によって憲法の改正の承認をしたり、…国民主権の内容です。	誤りである。 (条約の改正, 国民審査)	3-(1)				
2	16	13 - 14	この法律は、すべての国民が、障がいがあってもなくても、それを理由に差別することを禁止しています。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (障がいがない場合にも法的保護の対象となっているかのような誤解のおそれ)	3-(3)				
3	16	15 - 16	また、女性については、子育てをしながら働きやすい環境づくりが、国や地方公共団体を中心に進められています。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「女性については」)	3-(3)				
4	17	1 - 4	自分のことを、どこまでだれに知らせるかを自分で決められるプライバシーの権利や、くらしやすい環境のもとで生活する環境権、…権利として認められています。	プライバシーの権利、環境権について、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。	2-(6)				
5	24	図②	簡易裁判所→高等裁判所	不正確である。 (簡易裁判所が第一審の場合の控訴審, 上告審)	3-(1)				
6	29	グラフ ⑤	国民生活実態調査の概要	不正確である。 (「国民生活実態調査」)	3-(1)				
7	29	側注	核家族 夫婦または、そのどちらかと、その子ども(たち)だけで一つの家族をなしていることをいいます。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (核家族の意味について)	3-(3)				
8	46	側注	地域の活性化 地域の価値を高め、地域のお金の流れを増やすこと。また、そのためにおこなわれる取り組みのこと。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (活性化の意味について)	3-(3)				
9	48 - 49		わたしたちの学びを生かそう 国民主権と基本的人権の獲得 (94～95ページ「文化財の修復や復元, 新しい発見」、192～193ページ「エルトゥールル号の遭難と救助活動」も同様。)	学習指導要領に示す内容を発展的な学習内容として扱っている。	2-(15)				
10	48	図②	フランスの人権宣言を記した版画	不正確である。 (版画)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 30-74		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	60	側注	弥生時代 今から約2300年前から約1600年前まで続いた時代。	相互に矛盾している。 (64ページには「古墳時代 3世紀中ごろから7世紀初めごろまでの時代」とある。)	3-(1)				
12	68	8 - 10	4世紀から5世紀ごろのようすは、8世紀の初めにつくられた『古事記』や『日本書紀』という書物のなかで、神話として伝えられています。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「4世紀から5世紀ごろのようす」と「神話」の関係)	3-(3)				
13	76	側注	奈良時代 710年から793年までの時代。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「793年」)	3-(3)				
14	77	表⑦	「聖武天皇の生がい」中の「710都を平城京に移す」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (都を平城京に移した主体)	3-(3)				
15	79	13 - 14	大仏が完成したのは、聖武天皇がなくなってから3年後のことでした。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「聖武天皇がなくなって」)	3-(3)				
16	86	側注	平安時代 794年から1185年まで約400年間続いた時代。 (103ページの「鎌倉時代 1185年に源氏によって平氏がたおされたあと」も同様。)	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「1185年」)	3-(3)				
17	88	1	藤原道長(ふじわらみちなが)を調べる (左囲み内の「藤原道長(ふじわらみちなが)は、どのような人だったのだろうか」も同様。)	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「ふじわらみちなが」)	3-(3)				
18	92	写真②	天皇や貴族をはじめ、いろいろな人たちが参拝しました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「天皇」)	3-(3)				
19	95	11 - 13	2015年には、九州国立博物館の展示室に復元模型が展示されることになりました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (復元模型の展示施設)	3-(3)				
20	105	図④	13世紀のアジア	児童が誤解するおそれのある図である。 (日本の塗色)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-74		学校 小学校		教科 社会	種目 社会	学年 6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	110	図①	室町の文化と関係の深いおもな建物	不正確である。 (東福寺の位置)	3-(1)	
22	111	表⑥	1 4 4 6 能, 狂言が完成する	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「完成」)	3-(3)	
23	117	図⑤	雪舟が中国にたいざいしていた時にえがいた作品です。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (絵画の制作時期)	3-(3)	
24	120	14 - 20 左	2016年に、鎌倉時代から焼き物づくりが続いてきた6か所の焼き物の産地… …が進める取り組みが、日本遺産として認定されました。	不正確である。 (認定された年)	3-(1)	
25	133	写真②	宿場での大名の昼食	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「昼食」)	3-(3)	
26	157	図⑧	伊能忠敬が測量しているようす	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「伊能忠敬が」)	3-(3)	
27	165	側注	日米修好通商条約 この条約によって、 函館・横浜・長崎・新潟・兵庫の5港が、 貿易のために開かれました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「兵庫」)	3-(3)	
28	176	図①	自由民権運動の演説会ようす	脱字である。 (「演説会ようす」)	3-(2)	
29	177	図③	自由民権運動の広がり	不正確である。 (「5001~10000人」と「10001人以上」のマーク)	3-(1)	
30	183	図⑤	1868 (明治維新がはじまる)	児童が誤解するおそれのある表現である。 (明治維新の時期)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-74		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
31	192	7	1890（明治22）年	不正確である。 （「明治22」）	3-(1)				
32	216	図①	この条約に反対した国は、ソ連やポーランドなどの7か国でした。	児童が誤解するおそれのある表現である。 （「反対した国」が「7か国」であったかのように誤解する。）	3-(3)				
33	225	5 - 6	歴史的にも日本の領土で、北方領土と呼びます。 （13～15行目「竹島は……日本の領土です」も同様。）	児童が誤解するおそれのある表現である。 （「日本の領土」）	3-(3)				
34	252	6	「毎年、イタリアで開催されている国際美術展覧会では、」及び、写真①キャプション「イタリアのベネチアで毎年おこなわれている展覧会です。」	児童が誤解するおそれのある表現である。 （「毎年」）	3-(3)				
35	257	側注	ユネスコ「…国連のなかの組織。」	児童が誤解するおそれのある表現である。 （「国連のなかの組織」）	3-(3)				
36	258	写真③	ほり出された地雷	児童が誤解するおそれのある表現である。 （地雷の写真であるかのように誤解するおそれ）	3-(3)				
37	裏見返 6	年表	「2025年国際博覧会」が開かれる（予定）（二〇二五）（大阪府が誘致活動中）	児童が誤解するおそれのある表現である。 （誘致活動中であり、予定とは言えない。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 30-81		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 5	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	上巻 12	写真③	沖ノ鳥島 東経136度5分	児童にとって理解し難い表現である。 (他の島の小数点以下の処理と照らして理解し難い。)	3-(3)				
2	14	10 - 11	日本海上にある竹島は、日本固有の領土ですが、韓国が不法に占領しています。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (竹島に対する我が国の立場を踏まえた現況について誤解する。)	3-(3)				
3	14	12 - 13	東シナ海にある尖閣諸島は、日本固有の領土ですが、中国がその領有を主張しています。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島の支配の現況について誤解する。)	3-(3)				
4	20	図3	スケールバー	不正確である。 (日本全体が100km以下になっている。)	3-(1)				
5	23	側注	学習問題2行目 どのようくふうがある	脱字である。	3-(2)				
6	83	表	左から「かんそう」「もみすり」「カントリーエレベータに運ぶ」	相互に矛盾している。 (83ページ「ことば」の「もみ」をカントリーエレベーターへ持ってきて、それをかんそうし、保管します。米が必要なときに、もみすりをして出荷します」と比較して、工程の順番が矛盾している。)	3-(1)				
7	114	10 - 12	外国産のものが数多く売られていました。安全な食べ物の確保も大切な課題です。	児童にとって理解し難い表現である。 (114ページ2行目「・・・学習をふり返り、・・・」に照らして、児童にとって理解し難い。)	3-(3)				
8	115	図⑤	主な食料の自給率	児童が誤解するおそれのある表現である。 (115ページ「ことば」に照らして、食料自給率について誤解する。)	3-(3)				
9	119	側注	検疫所 輸入食品のとどけ出窓口は、支所、出張所を合わせると全国に32か所設置されています。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (国内に輸入食品に関する「検疫所」が32か所であるかのように誤解する。)	3-(3)				
10	下巻 7	脚注	ことば 特に帯のように連続しているところは工業地帯とよびます	児童が誤解するおそれのある表現である。 (工業地帯があたかも「帯のように連続しているところ」であるかのように誤解する。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 1 枚目

受理番号 30-82		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	上巻 30	図2	裁判のしくみ「簡易裁判所→高等裁判所」	不正確である。 (簡易裁判所が第1審の場合の控訴審, 上告審)	3-(1)				
2	57	写真2	安全には十分注意していたはずですが, 予想以上の津波の被害によって爆発事故を起こしました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (爆発事故の原因について。)	3-(3)				
3	57	図3	福島第二原子力発電所	不正確である。	3-(1)				
4	57	図3	避難指示が出された区域	児童にとって理解し難い図である。	3-(3)				
5	100	図3	「第二次世界大戦後の世界のさまざまな紛争」の中の「アフガニスタン空爆(2001年)」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「2001年」)	3-(3)				
6	102	6 - 7	国連には, ユニセフやユネスコなど, 目的に応じた国連機関があります。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「ユネスコ」)	3-(3)				
7	108	囲み	平和維持活動 例: 復興支援活動	児童が誤解するおそれのある表現である。 (国連の平和維持活動と復興支援活動との関係)	3-(3)				
8	下巻 24	13 - 14	小野妹子らを使者として隋に送りました(遣随使)。	誤記である。 (「遣随使」)	3-(2)				
9	42	写真1	中尊寺金色堂	表記が不統一である。 (「国宝」のマークが欠落)	3-(4)				
10	42	写真2	中尊寺金色堂内陣	表記が不統一である。 (「世界遺産」, 「国宝」のマークが欠落)	3-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-82		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	42	写真3	毛越寺の庭園	表記が不統一である。 (「世界遺産」のマークが欠落)	3-(4)				
12	42	写真3	毛越寺の庭園 池を海に見立てて、ゆう大な自然の風景を表し、つくった当時の姿をほぼ完全な形で残し、平安時代の庭づくりの文化を伝えています。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「つくった当時の姿をほぼ完全な形で残し」)	3-(3)				
13	47	表3	「平清盛の年表」中の「1156…後白河天皇の武士として戦う(保元の乱)」	児童にとって理解し難い表現である。 (「後白河天皇の武士として戦う」)	3-(3)				
14	48	表2	「源頼朝の年表」中の「1181…死去」	誤りである。 (源頼朝の没年)	3-(1)				
15	52	8 - 9	執権の北条時宗はこの要求を退け、全国から武士を集めて、九州の守りを固めました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「全国から武士を集めて」)	3-(3)				
16	52	図4	モンゴルの広がり	児童が誤解するおそれのある図である。 (高麗の塗色)	3-(3)				
17	57	写真5	書院造の部屋(東求堂)	表記が不統一である。 (「世界遺産」のマークが欠落)	3-(4)				
18	66	表	「織田信長、豊臣秀吉とその時代」中の「1570 武将となり、羽柴秀吉と名のる」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「1570 武将となり、羽柴秀吉と名のる」)	3-(3)				
19	68	図1	当時の世界とのつながり	児童が誤解するおそれのある図である。 (北海道の塗色)	3-(3)				
20	70	9	室町幕府ほろぼしたりして	脱字である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 30-82	学校 小学校	教科 社会	種目 社会	学年 6
------------	--------	-------	-------	------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
21	76	6 - 7	豊臣秀吉の天下統一のもとで、関東の有力な大名だった家康	児童が誤解するおそれのある表現である。 (徳川家康が関東の有力大名となった時期)	3-(3)
22	84	図3	日本町のあったところ	児童が誤解するおそれのある図である。 (北海道, 千島, 樺太の塗色)	3-(3)
23	122	表4	「条約改正の流れ」中の「1886 ノルマントン号事件(条約改正に何度も失敗する)」	児童にとって理解し難い表現である。 (「ノルマントン号事件」と「条約改正に何度も失敗する」の関係)	3-(3)
24	153	囲み	「まわりの国と日本」中の「北方領土の返還問題が残されています」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (北方領土に対する我が国の立場)	3-(3)
25	153	囲み	「まわりの国と日本」中の「中国は日本固有の領土である尖閣諸島の領有を主張するようになりました」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島の支配の現状について)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-89		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 5	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	15	9 - 11	沖縄県の尖閣諸島については、領土をめぐる問題はないというのが日本の立場ですが、	児童が誤解するおそれのある表現である。 （「領土をめぐる問題」）	3-(3)				
2	16	10 - 12	また、沖縄県の尖閣諸島も日本の領土でありながら、中国が自国の領土であると主張しています。	児童が誤解するおそれのある表現である。 （尖閣諸島の支配の現況について）	3-(3)				
3	38	写真ウ	「野辺山原で生産された乳製品」 （105ページ右下写真, 134ページ上, 左下写真「LEAF」のロゴも同様）	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
4	91	10 - 11 囲み	「養殖業者の村川さんの話」中、「また、トレーサビリティのしくみも取り入れています。」	児童にとって理解し難い表現である。 （「トレーサビリティ」）	3-(3)				
5	97	6 - 8 囲み	「水産資源を計画的に守る取り組み」中、「また、漁によって得た代金をすべての漁船で分け合うことで、競争をなくし、とりすぎを防いでいます。」	不正確である。 （目標漁獲量が予め設定されていること、及びすべての漁船が平等に分け合うことについて）	3-(1)				
6	109	グラフウ	縦軸の数値	誤記である。	3-(2)				
7	137	囲み	にすい+咸	表記の基準によっていない。	3-(4)				
8	156	左解説	働く人が1~299人までの工場を中小工場、働く人が300人以上の工場を大工場として分けています。	児童が誤解するおそれのある表現である。 （「分けています」の主語）	3-(3)				
9	244	地図	トルコの塗色	不正確である。 （トルコの塗色が不完全）	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-90		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	8	地図ア	オリンピック・パラリンピックが開催された都市の広がり（2018年現在）	児童が誤解するおそれのある地図である。 （パラリンピックの過去の大会が、すべてオリンピックと同一都市で開催されたかのように誤解する。）	3-(3)				
2	13	囲みエ	日本国憲法の前文（一部）	児童が誤解するおそれのある表現である。 （日本国憲法の原文であるかのように誤解する。）	3-(3)				
3	16	右上図イ	「国民の投票で決めること」中、「国民」から「都道府県や市区町村」に向けられた矢印の説明の中の「条例の改正などの請求」	児童が誤解するおそれのある図である。 （条例の改正などの請求が、国民の投票で決めることであるかのように誤解する。）	3-(3)				
4	21	6	努力をしてくことが大切です。	脱字である。 （「してくこと」）	3-(2)				
5	25	囲みカ	「薬の通信販売と厚生労働省」中、「そうした中で、薬の通信販売を…が制限しているのは法律に違反しているとして、裁判所にうったえるというできごととも起こっています。」	児童が誤解するおそれのある表現である。 （薬の通信販売の現状について）	3-(3)				
6	32 - 63		2 わたしたちの暮らしを支える政治	組織が適切でない。 （48ページ及び56ページに示された「せんたく」の範囲）	2-(12)				
7	41	囲み	「さくらさんが調べたノート」中、「減り続ける日本の人口 ・2010（平成22）年に約1億3千万人あった日本の人口は、…このままだと40年後には1億人以下になると予想されている。」	児童にとって理解し難い表現である。 （「40年後」）	3-(3)				
8	42	側注ウ	空き家を案内する係の人（岡山県和気町）この土地に移り住んでくる人を対象に、空き家の改修、通勤・通学、医療などの…費用の一部を町が補助する制度を設けています。	相互の関連が適切でない。 （本文42ページ14行目～43ページ2行目の記述との関連）	2-(12)				
9	47	上中写真	児童のセリフ「選挙期日の投票できる時間は、午前8時30分から午後8時までの間だそうだよ。」	不正確である。 （「午前8時30分から」）	3-(1)				
10	50	表エ	釜石市での被害（2017年現在）	学習上必要な出典が示されていない。	2-(11)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-90		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	56	グラフ エ	世界の都市の降雪量と人口の比較（札幌市ほか）	児童にとって理解し難いグラフである。 （年間降雪量の意味が理解し難い。）	3-(3)				
12	58	表イ	除雪の費用と作業	学習上必要な出典，年次が示されていない。	2-(11)				
13	60	表イ	第68回さっぽろ雪まつり（2017年）	学習上必要な出典が示されていない。	2-(11)				
14	68	1	登呂遺跡博物館（図アも同様）	不正確である。 （博物館の名称）	3-(1)				
15	70 折込み	年表	「世界の主なできごと」中，「新羅がほろび，高麗ができる（九三六）」	児童が誤解するおそれのある表現である。 （「できる」）	3-(3)				
16	70 折込み	年表	「世界の主なできごと」中，「○チンギス・ハンがモンゴルを統一する（一二〇六），○モンゴルが国号を元とする（一二七一），○元が中国を統一する（一二七九）」（同年表「中国」中	誤りである。 （年表上の位置）	3-(1)				
			，「元」成立の区切り線も同様）						
17	73	囲みア	「人々の暮らしとともにある文化財」中，「熊本城の天守を1955（昭和30）年に復元したとき」	不正確である。 （復元の年代）	3-(1)				
18	74	写真イ	「縄文土器」（117ページ写真エ「東求堂」も同様）	表記が不統一である。 （73ページ「学びのてびき」で示す国宝などの表示方法に照らして，不統一である。）	3-(4)				
19	75	図	狩りや漁をしていたころの様子（想像図）	児童にとって理解し難い図である。 （絵の右端部分が切れており，78ページ左上図の場面に対応していない。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-90		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
20	91	表イ	「遣唐使の派遣」中、第17回遣唐使の帰国年「780」	不正確である。 (「780」)	3-(1)				
21	92	写真ア	「法隆寺」キャプション中、「五重塔(写真の左の建物)は、現存する世界で最も古い木造建築です。」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「現存する世界で最も古い木造建築」に該当する建築物が、「五重塔」に限られるかのように誤解する。)	3-(3)				
22	94	写真イ	「平城京(復元模型)」	不正確である。 (「唐招提寺」の所在地を示す○印の位置)	3-(1)				
23	96	7 - 9	8世紀の中ごろ、都では伝染病が広がり、地方ではききんや貴族の反乱が起こって、世の中が混乱しました。このころ天皇の位についた聖武天皇は、	児童が誤解するおそれのある表現である。 (聖武天皇の即位時期)	3-(3)				
24	96	16 - 17	この式典には、インドから、位の高い僧が招かれました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (式典に参列したインドの僧が、式典のためにインドから直接来日したかのように誤解する。)	3-(3)				
25	96	左下写真	「聖武天皇」の肖像画	児童が誤解するおそれのある写真である。 (描かれた人物の服装が奈良時代のものであるかのように誤解する。)	3-(3)				
26	98	図ア	「8世紀ごろの日本と世界のつながり」中、「キリスト教の地域」を示す塗色	児童が誤解するおそれのある塗色である。 (当時キリスト教を信仰していた地域の範囲について誤解する。)	3-(3)				
27	108	5 - 6	平氏一族は、朝廷の重要な地位を独占し、	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「独占し」)	3-(3)				
28	110	写真ア	「鎌倉の様子(復元模型)」	不正確である。 (「朝比奈の切通し」の所在地を示す○印の位置)	3-(1)				
29	114	年表	1156 平治の乱に勝利した平氏は、…政治の実権をにぎる。	誤りである。 (「1156」)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-90		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
30	116	1 - 3	鎌倉幕府をほろぼした足利氏が、京都の室町に新しい幕府を開きました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (足利氏が鎌倉幕府をほろぼし、はじめから「室町」に幕府を開いたかのように誤解する。)	3-(3)				
31	116	10 - 12	このころになると、たたみや障子、ふすまなどを使った日本独自の建築様式が完成しました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「完成」)	3-(3)				
32	121	写真カ	「能の舞台」キャプション中、「ユネスコの無形文化遺産に指定されています。」	不正確である。 (「指定」)	3-(1)				
33	127	右略年表	「5 全国統一への動き」において扱う時期を示す塗色	児童にとって理解し難い塗色である。 (塗色の範囲が、実際に扱っている時期の範囲と対応していない。)	3-(3)				
34	127	年表エ	「3人の武将の人物年表」の豊臣秀吉の年譜中、「明智光秀をたおす」	不正確である。 (年表上の位置)	3-(1)				
35	130	図イ	「信長の勢力拡大」の凡例中、「信長にほろぼされた主な戦国大名」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (凡例に対応する大名のすべてが、「信長にほろぼされた」かのように誤解する。)	3-(3)				
36	131	写真ウ	「日本にやって来たヨーロッパの船と人々の様子(「南蛮図屏風」)」	不正確である。 (「南蛮図屏風」は、一般的に用いられている作品名に照らして不正確である。)	3-(1)				
37	134	3 - 4	信長や秀吉と同盟して力をのばしました。	児童にとって理解し難い表現である。 (「秀吉と同盟して」は、127ページの年表エ中、徳川家康の年譜にある「秀吉に従う」に照らして理解し難い。)	3-(3)				
38	135	図ウ	「江戸のまちの広がり」キャプション中、「全国の大名は、そのために必要な賃金や人手を、分担して負担するように命じられました。」	児童にとって理解し難い表現である。 (「賃金」)	3-(3)				
39	143	2 - 3	これらの人々は、幕府によって、住む場所や服装、他の身分の人々との交際などを制限されました。	児童にとって理解し難い表現である。 (「幕府によって」は、161ページ囲み「オ 渋染一揆」における記述に照らして理解し難い。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-90		学校 小学校		教科 社会		種目 社会		学年 6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
40	143	図ウ	「町人の暮らし」キャプション中、「江戸の長屋に住む人々の様子です。町人は…町を整備するための仕事や費用を負担しました。」	児童が誤解するおそれのある表現である。 （「長屋に住む人々」と、「町を整備するための仕事や費用を負担」する「町人」との関係）	3-(3)				
41	154	図ア	「相撲の様子」キャプション中、「相撲は、江戸時代に、…勸進相撲として始まりました。」	児童が誤解するおそれのある表現である。 （「相撲」の起源について）	3-(3)				
42	173	図オ	「廃藩置県」の図中、「足羽」	不正確である。 （1871年11月末時点の県名として）	3-(1)				
43	176	年表イ	「明治時代に始まったこと」中、「1870年 … 郵便制度が始まる」	誤りである。 （1870年の事項として）	3-(1)				
44	181	6 - 8	岩倉使節団がアメリカやヨーロッパの国々をおとずれて、条約改正の交渉を行っているよ。（年表エ中、「1871年 …（欧米の国々と条約改正の交渉を行うが…）」も同様）	児童が誤解するおそれのある表現である。 （岩倉使節団による条約改正交渉について）	3-(3)				
45	182	年表ア	「条約改正への歩み②」中、「1894年日清戦争が起こる（～1895年）イギリスとの交渉で治外法権を撤廃 …（…外務大臣は陸奥宗光）」	児童が誤解するおそれのある配列である。 （日清戦争の開戦と治外法権の撤廃との前後関係）	3-(3)				
46	189	グラフ カ	「二つの戦争の戦費・戦死者数」の凡例中、「日露戦争（陸軍）」	児童が誤解するおそれのある表現である。 （日露戦争の戦費の内訳について）	3-(3)				
47	190	囲みウ	「君死にたまふことなかれ」中、「を（お）とうとよ」、「を（お）しへ（え）しや」	表記が不統一である。 （歴史的仮名遣いによって表記された箇所が付した、現代仮名遣いのルビの表示方法）	3-(4)				
48	221	囲みカ	「あたらしい憲法のはなし」中、「1948年に文部省が発行した中学校の教科書」	不正確である。 （「1948年」）	3-(1)				
49	223	年表エ	「日本の領土の復帰」キャプション中、「日本の敗戦で連合軍のものとなった島々」	児童が誤解するおそれのある表現である。 （「連合軍のもの」）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 30-90		学校 小学校		教科 社会	種目 社会	学年 6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
50	223	図キ	「東京オリンピック(1964年)の聖火リレーのコース」の図中、「鹿児島」・「宮崎」と「千歳」、及び宮崎・千歳間の点線	児童にとって理解し難い図である。 (3つの都市が記載されている理由、及び点線の意味について)	3-(3)	
51	226	写真エ	「竹島」キャプション中、「竹島は日本の領土でありながら、」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「日本の領土」)	3-(3)	
52	227	囲みオ	「中国と日本」中、「沖縄県の尖閣諸島は日本の領土であり、領土をめぐる問題はないというのが日本の立場ですが、」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「日本の領土」、及び「領土をめぐる問題」)	3-(3)	
53	236	囲みエ	「アメリカ合衆国」(面積・人口は2015年の数値)及び、240ページ「エ 中華人民共和国」、244ページ「ウ ブラジル連邦共和国」、248ページ「ウ サウジア	統計資料は、最新のものを用いておらず、学習上の支障を生ずるおそれがある。	2-(11)	
			ラビア王国」、254ページ「ウ 大韓民国」の同様年次			
54	239	写真ケ	南太平洋に広がるハワイ諸島	誤りである。 (「南太平洋」)	3-(1)	
55	245	写真エ	ブラジルに移住する日本人を乗せた笠戸丸(かさどまる)	不正確である。 (「かさどまる」)	3-(1)	
56	245	グラフク	「サンパウロの気温と降水量(2018年理科年表)」及び、248ページ「イ リヤドの気温と降水量(2018年理科年表)」	児童にとって理解し難いグラフである。 (気温と降水量の区別)	3-(3)	
57	256	囲み	キーワード「難民」中、「住んでいた土地からのがれた人々」	不正確である。 (難民の定義)	3-(1)	
58	266	地図イ	青年海外協力隊が活動している地域(2017年12月現在)	学習上必要な出典が示されていない。	2-(11)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 30-152		学校 小学校	教科 社会	種目 地図	学年 3-6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	15	図	領土の面積 377,971km ²	相互に矛盾している。 (83ページ「日本の都道府県の統計」における全国の面積と矛盾している。)	3-(1)
2	16	写真①	①択捉島 面積は3183km ²	相互に矛盾している。 (82ページ①択捉島の面積3167km ² と矛盾している。)	3-(1)
3	44	図	甲府盆地 中央市近辺にある鉄道記号 (灰色の旗竿標記)	学習上必要な凡例が示されていない。	2-(10)
4	76	図②	高麗の地図表現	児童が誤解するおそれのある表現である。 (モンゴル帝国との関係について誤解する。)	3-(3)
5	76	図②	13世紀後半のユーラシア チャガタイ =ハン国	児童が誤解するおそれのある表現である。 (チャガタイ=ハン国が13世紀に存立していたかのように誤解する。)	3-(3)
6	77	図③	満州国の塗色	学習上必要な凡例が示されていない。	2-(10)
7	78	図②	明治時代に確定した日本の領土(タイトル)	児童にとって理解し難い表現である。 (地図が示す時期)	3-(3)
8	78	図④	朝鮮半島の破線	児童が誤解するおそれのある表現である。 (図中の他の破線と、同様の意味に誤解する。)	3-(3)
9	97	図	北回帰線	不正確である。 (北緯24度より北に「北回帰線」が位置している。)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 30-158		学校 小学校	教科 社会	種目 地図	学年 3-6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	29 - 30	図 1	与那国島西方の排他的経済水域の境界線	児童が誤解するおそれのある図である。 (排他的経済水域の範囲)	3-(3)
2	35		福岡県と佐賀県境の筑後川河口部の赤線 53ページの岐阜県と愛知県境の木曾川および長良川部分、愛知県と三重県境の長良川および木曾川部分	児童にとって理解し難い表現である。 (県境の凡例にない線である。)	3-(3)
			54ページの静岡県と愛知県境の天竜川部分 59ページの栃木県と群馬県境の渡良瀬川部分、群馬県と埼玉県境の利根川部分、埼玉県と東京都境の村山貯水池周		
			辺および荒川部分、東京都と神奈川県境の多摩川部分 59ページから60ページにかけての埼玉県と千葉県境の江戸川部分、茨城県と千葉県境の利根川部分		
			60ページの千葉県と東京都境の江戸川および旧江戸川部分		
3	77 - 78	図 1	千島列島とカムチャツカ半島の間	児童が誤解するおそれのある図である。 (我が国の立場を誤解する。)	3-(3)
4	101 - 102	図 2	「日本の昔の境界」の道の境	児童が誤解するおそれのある図である。 (近江が畿内に含まれている。)	3-(3)
5	114		地図マスターへの道 問題の答え p. 24 ②およそ240m	不正確である。 (単位が不正確である。)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。